

「令和8年度高松市西部クリーンセンター余剰電力売却」に関する質問及び回答について

No	質問	回答
1	契約書（案）（契約保証金の減免） 第16条買取人が、保険会社との間に売却人を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。と記載がございますが、公告内高松市契約規則第24条4号に該当する場合は契約保証金免除という認識でよろしいでしょうか	ご認識のとおりです。
2	容量市場に参入していますか。されている場合何電源で登録されていますか。	参入していません。
3	契約保証金の免除をいただくためには、履行実績として、同規模・同種類の案件の契約書の写しを提供すればよろしいでしょうか。また、書類の提出と免除となるタイミングをご教示いただけますでしょうか。	契約書（案）16条及び高松市契約規則24条各号いずれかに該当するとき、全部又は一部が免除されます。書類の提出は落札後、速やかに行うもので、免除の可否は後日ご連絡いたします。
4	契約保証金を納付する場合、銀行保証書での納付を考えておりますが、発行に2週間ほどかかる場合があり、お時間いただくことは可能でしょうか。 お時間いただくことが難しい場合、暫定的にPDFをメールでお送りし、後日早急に原本を郵送させていただいてもよろしいでしょうか。	契約保証金は契約締結までに支払うものです。また、高松市契約規則第20条より契約者が決定してから10日以内に契約を締結する必要があります。そのため、開札日から締結時までの10日以内に納付が必要となります。 発行に時間が要する場合は、上記期間内に契約保証金の納付が確認できる書面をPDFにて送付いただき、後日原本を送付いただいて構いません。
5	入札書封筒の封緘は割り印での対応でもよろしいでしょうか。また、封筒の封じ目に封緘する認識でよろしかったでしょうか。	割り印での封緘で問題ありません。封緘は封じ目にする認識で間違いありません。
6	郵送用封筒への封緘の指定はないという認識でよろしかったでしょうか。	指定はありません。